同項第十七号イに掲げる」に改め、「欠損金増加合計額」の下に「（同号に規定する通算繰越控除上限額の計算にあつては、当該欠損金増加合計額のうち当該通算法人等に帰せられる各欠損金増加額として政令で定めるところにより計算した金額）」を加え、同項第二号中「第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「試験研究費の額、当該適用対象事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第八項の通算法人の繰越適用対象事業年度又は他の繰越通算法人の他の繰越適用対象事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額がある場合における当該通算法人の繰越適用対象事業年度に係る第七項の規定は、第二十二項の規定にかかわらず、当該通算法人及び当該他の繰越通算法人の全てにつき、それぞれ当該通算繰越控除限度超過帰属額が生じた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に通算繰越控除限度超過帰属額の明細書の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の繰越適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに通算繰越控除限度超過額及び通算繰越控除限度超過帰属額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の四第十九項中「この条に」を「この条及び次条に」に改め、同項第一号中「含む」の下に「。第十四号において同じ」を加え、同項第二号イ中「この条」の下に「から第四十二条の五まで」を加え、「第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十二第二項」に、「並びに」を「、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」に改め、同号ハ中「第九項」を「第十項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　控除対象試験研究費の額　試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　国外委託試験研究に係る試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度（第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度）にあつては百分の七十とし、同月一日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度（同号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度）にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額

第四十二条の四第十九項第五号中「適用年度（」を「対象事業年度（第一項、第四項又は第七項に規定する事業年度（」に、「適用年度）」を「対象事業年度）をいう。以下この号において同じ。）」に、「から適用年度」を「から対象事業年度」に、「当該適用年度」を「当該対象事業年度」に、「同号」を「第八項第三号」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　繰越税額控除限度超過額　法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における第四項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第七項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の四第十九項に次の一号を加える。

十四　国外委託試験研究　他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第二十一項中「、第四項及び第七項」を「及び第四項」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額、」を「控除対象試験研究費の額、試験研究費の額、」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」に、「試験研究費の額を」を「控除対象試験研究費の額を」に改め、同条第二十六項中「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に改め、「（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）」及び「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　第七項の規定は、第四項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第七項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の四の次に次の一条を加える。

（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四の二　青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、特別試験研究費の額（当該事業年度において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額（当該事業年度において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象特別試験研究費の額を除く。次号及び第三号において同じ。）のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三　当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

2　前条第八項（第八号から第十号まで及び第十二号から第十七号までを除く。）、第九項及び第十一項から第十八項までの規定は、通算法人に係る前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第八項第一号	第一項、第四項又は前項	次条第一項
第一項中		同項中